

別表十三(五)

「18」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 (号該当)

事業年度又は連結事業年度	:	:	法人名	()
	:	:		

別表十三(五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . .
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	対価の額	6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	7					
	譲渡に要した経費の額	8					
	計 (7) + (8)	9					
	差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
	ある場合の取得価額	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得した土地等の面積	16					
	取得価額 (14) × (15) / (16)	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18					
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
	圧縮基礎取得価額 ((14)又は(17)と(19)のうち少ない金額)	20					
	買換取得場資産の取得価額	21					
	前期末の取得価額	22					
	買換取得場資産の取得価額が前期末の取得価額を超過する部分	23					
	圧縮基礎取得価額 (20) × (22) / (21)	24					
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × 0.8	25					
	圧縮限度超過額 (19) - (24)	26					
	対価の額の合計額 (6の計)	27	円				円
対価の額の残額の計算	特別勘定に経理した金額	33					円
	繰入の限額 (27)	34					
	繰入限度額 (34) × (10) × 0.8	35					
	繰入限度超過額 (33) - (35)	36					
	翌期繰越額の計算	37					
	当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	38					
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	39					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	40					
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (27) - (30) - (31)	32					

P47~P49参照

P50~P51参照

○ 別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第1号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10352	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	(第1号該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第2号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10353	
	(第2号該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第3号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10532	
	(第3号イ又はロ該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第3号ハ該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10533	
	(第3号ハ該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第4号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10354	
	(第4号該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第5号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10355	
	(第5号該当) 「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		

○ 別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第6号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10356	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第6号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10356	
(平成26年旧措置法第7号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10233	
(第7号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10234	
(平成26年旧効力措置法第8号該当)	「平成26年旧効力措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68の78第9項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
(第8号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第9号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10405	
(第9号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第10号該当)	「平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10357	
(第10号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第68条の78第9項」又は「第68条の80」		

○ 別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「平成26年旧措置法第68条の79第8項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10540	「18」の欄の金額(当該金額が「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「平成26年旧効力措置法第68条の79第8項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68条の79第9項において準用する平成26年旧効力措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
	「第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項」若しくは「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「第68条の80」		

※「第68条の78第9項」、「平成26年旧措置法第68条の78第9項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※「第68条の80」、「平成26年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

○ 別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第1号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10358	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(第1号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第2号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10359	
(第2号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第3号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10536	
(第3号イ又はロ該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第3号ハ該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10537	
(第3号ハ該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第4号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10360	
(第4号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10538	
(平成26年旧措置法第5号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10361	
(第5号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10539	

○ 別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第6号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10362	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	(第6号該当) 「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第7号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10252	
	(第7号該当) 「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」	10253	
	(平成26年旧効力措置法第8号該当) 「平成26年旧効力措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」		
(第8号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10406	
	(平成26年旧措置法第9号該当) 「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」		
(第9号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10363	
	(平成26年旧措置法第10号該当) 「平成26年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧措置法第68条の80」		
(第10号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第68条の79第3項」又は「第68条の80」		

※「第68条の79第3項」、「平成26年旧措置法第68条の79第3項」又は「平成26年旧効力措置法第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※「第68条の80」、「平成26年旧措置法第68条の80」又は「平成26年旧効力措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。